

## 安城市民間保育所等運営費（整備費）補助金交付要領

（趣旨）

第1 この要領は、安城市民間保育所等補助金交付要綱（平成元年6月1日施行）別表の民間保育所運営事業の整備費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（整備費の範囲）

第2 補助対象となる整備費の範囲は、次に掲げる経費であって市長が承認したものとす。

### 1 借入金の返済金

保育所を運営する社会福祉法人が国、県、市町村、日本自転車振興会、日本船舶振興会その他これらに類すると認められる機関から受ける補助金を主な財源として、保育所の施設整備費国庫補助金又は設備整備費国庫補助金の補助対象となり得る内容の整備を行うための借入金の返済金とする。

#### （1）対象となる返済金

ア 独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団 以下「旧事業団」という。）からの借入金の元金及び利息

イ 愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金からの借入金の元金及び利息

#### （2）対象となる工事種目及び経費

対象工事種目にあつては別表の第1欄、対象経費にあつては同表の第2欄のとおりとする。

#### （3）借入金の承認限度額

別表の第3欄のとおりとする。ただし、前年度までに協議済みのものであつて、別表の第3欄により算定した承認限度額が従来より下回ることとなる場合には、従前の限度額を適用するものとする。

### 2 小規模整備費

待機児童解消のための施設の増改築及び施設の最低基準を確保するために必要な危険防止設備、衛生設備等の工事費及び工事事務費であつて、500万円未満で実施する事業に要する経費とする。

なお、補助の対象となる工事に係る契約については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）の規定に準ずるものとする。

（市長への協議）

第3 この補助金を受けようとする補助事業者は、協議書を市長に提出しなければならない。ただし、前年度までに協議済みのものについては提出を要しない。

（補助額の内示）

第4 市長は、協議書を受領したときは、速やかに審査の上、補助事業者に補助額を内示するものとする。